

福岡県公報

令 和 4 年 6 月 24 日
第 309 号

目 次

告 示 (第656号 - 第666号)

○指定納付受託者の指定	(税 務 課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)の変更	(保護・援護課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
公 告		
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	6
○宅地建物取引業者の免許の取消し	(建築指導課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	7

○一般競争入札の実施	(教育庁施設課)	8
○建築基準法に基づく一定の一団の土地の区域等の認定の取消し	(建築指導課)	11
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	11
○大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	11
○落札者等の公示	(教育庁施設課)	12
○土地改良区の清算人の退任の公告の訂正	(農村森林整備課)	12
○大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出	(中小企業振興課)	13
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定内容の変更	(防災企画課)	13
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定内容の変更	(防災企画課)	14
○大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条 例に基づく災害の指定内容の変更	(防災企画課)	14
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	14
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	14
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	15
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	15
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	15
選挙管理委員会		
○条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をする場合の選挙権 を有する者の総数の50分の1の数	(行財政支援課)	16
○県議会の解散の請求又は県知事等の解職を請求する場合の選挙権を 有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万 に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合 算して得た数	(行財政支援課)	16

○県議会議員の解職の請求をする場合の各選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (行財政支援課) ……………16

監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表 (監査委員事務局特別監査室) ……………17

告 示

福岡県告示第656号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 指定納付受託者として指定する者の名称及び事務所の所在地

(1) 名称

株式会社トラストバンク

(2) 事務所の所在地

東京都渋谷区渋谷二丁目24番12号

2 指定した日

令和4年6月10日

3 対象となる歳入

ふるさと寄附金

福岡県告示第657号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
古介薬25	株式会社アガベ 東福岡薬局	古賀市千鳥二丁目2-5	R3・11・1	居管・予居管
飯居459	訪問看護はびねステーション	飯塚市下三緒35-726	R4・5・1	訪看・予訪看
み支33	デイサービスセンター らいふ・ぷらす	みやま市瀬高町小川570番地1	R4・3・1	通介・一号通
中居129	訪問介護 くろーばー	中間市長津二丁目23番2号	R3・12・1	訪介・一号訪
田川居396	訪問介護 希望の星	田川郡大任町大字今任原1706番地	R4・1・1	訪介・一号訪

福岡県告示第658号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から所在地の変更及び名称の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
田川支17	有限会社 田川メディカルサービス	田川市春日町1番7号	田川市春日町3番2号	H23・3・1
古居6	大創リバラル福祉用具事業所	古賀市舞の里一丁目8-5	古賀市今の庄三丁目12-20	R2・6・30

2 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田居146	太陽シルバーサービス株式会社筑豊営業所	太陽シルバーサービス株式会社田川営業所	田川市大字川宮1200	R 4 ・ 4 ・ 1

福岡県告示第659号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
大野介薬9	有限会社青柳薬局	大野城市白木原一丁目9-29	R 4 ・ 3 ・ 31
柳介薬20	天心堂梅崎薬局	柳川市筑紫町79-5	R 4 ・ 3 ・ 31
行介薬65	かわかみ薬局泉中央店	行橋市泉中央三丁目3-8	R 4 ・ 3 ・ 31
筑紫居29	訪問看護ステーションベアレント	筑紫野市大字筑紫28番地7	R 2 ・ 3 ・ 31
朝倉支19	ケアプランサービスわかいち	朝倉市杷木若市字森の前2401	R 2 ・ 1 ・ 31

福岡県告示第660号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように

告示する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	指定年月日
粕生411	藤産婦人科医院	糟屋郡篠栗町中央四丁目15-12	R 4 ・ 6 ・ 1
大野生153	つじファミリークリニック	大野城市東大和利三丁目11番28号	R 4 ・ 6 ・ 1
那珂生8	吉田クリニック	那珂川市中原四丁目53-2	R 4 ・ 4 ・ 28
直生166	いちょう内科外科クリニック	直方市大字感田3478番1	R 4 ・ 5 ・ 6
飯生344	よしかわ整形外科	飯塚市柏の森1-1	R 4 ・ 6 ・ 1
田生193	松尾ファミリークリニック	田川市大字伊田4547-9	R 4 ・ 5 ・ 1
粕生410	ひぐち内科クリニック	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目10-5	R 4 ・ 5 ・ 2
粕生歯81	杜の宮かなだ歯科医院	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R 4 ・ 5 ・ 2
古生歯81	はやし歯科クリニック	古賀市日吉三丁目21-40	R 4 ・ 5 ・ 11
直生歯93	くりはら歯科クリニック	直方市古町17-29	R 4 ・ 4 ・ 29
大野生薬95	アイシン薬局 白木原店	大野城市白木原一丁目9-29	R 4 ・ 4 ・ 1
飯生訪34	訪問看護ステーションあいあい飯塚	飯塚市幸袋575-12	R 4 ・ 3 ・ 1
飯生訪32	訪問看護ステーション おもてなし	飯塚市楽市229	R 4 ・ 5 ・ 19
飯生訪33	訪問看護はびねステーション	飯塚市下三緒35-726	R 4 ・ 5 ・ 1

福岡県告示第661号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 6 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
粕生148	貫外科胃腸科医院	糟屋郡須恵町大字上須恵1212-15	R4・4・30
粕生400	ひぐち内科クリニック	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目10-5	R4・5・1
直生158	いちょう内科外科クリニック	直方市大字感田3478番1	R4・5・5
田生186	松尾ファミリークリニック	田川市大字伊田4547-9	R4・4・30
遠生83	こんどう胃腸科外科医院	遠賀郡岡垣町海老津駅前8-1	R4・4・8
粕生歯54	杜の宮かなだ歯科医院	糟屋郡新宮町杜の宮四丁目5-11	R4・5・1
古生歯76	はやし歯科クリニック	古賀市日吉三丁目21-40 ジェイフォレストプラザ101号	R4・5・10
田川生歯80	こうざき歯科医院	田川郡川崎町大字田原1267-2	R4・4・30
直生歯74	くりはら歯科クリニック	直方市古町17-29	R4・4・28
春生薬19	うしじま調剤薬局	春日市春日原東町三丁目22番地	R4・4・21
嘉麻生薬21	さつき薬局	嘉麻市飯田1-2	R4・3・31
粕生訪20	訪問看護ステーション新宮宴	糟屋郡新宮町緑ヶ浜四丁目17番12号	R3・12・31
筑紫生訪7	訪問看護ステーションペアレント	筑紫野市大字筑紫28番地7	R2・3・31
筑紫生訪4	訪問看護ステーション宝満	筑紫野市美しが丘南三丁目4-7	R4・3・31
田生訪25	訪問看護ステーションあいあい田川	田川市大字楠2085-10	R4・2・28

福岡県告示第662号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称の変更の届出があったので、生

活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 6 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
粕生251	医療法人七雍会 村西内科クリニック	医療法人七雍会 はらの内科クリニック	糟屋郡粕屋町長者原東三丁目2-30	R4・4・1

福岡県告示第663号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和 4 年 6 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
大生マ48	梅野 郁美（訪問マッサージ ハートナー 大牟田）	大牟田市大字宮崎11-2-402号	R4・5・16
大川生柔36	岡 大貴（あおば整骨院）	大川市大字道海島579-1	R4・2・1
春生柔67	川上 康宏（エクティブ整骨院）	春日市下白水南一丁目1	R4・5・10
北筑後生柔15	矢永 元宣（矢永整骨院）	朝倉郡筑前町原地蔵1871-2	R4・5・1
宗遠生柔53	井上 伸幸（遠賀かがやき整骨院）	遠賀郡遠賀町大字尾崎字上ノ越1607-1	R4・5・11
宗遠生柔54	池尾 正樹（NAOSEL水巻整骨院）	遠賀郡水巻町頃末南三丁目23-3	R4・4・26

宗遠生柔55	中村 広河 (NAOSEL水巻整骨院)	遠賀郡水巻町頃末南三丁目23-3	R 4 ・ 4 ・ 26
嘉鞍生柔12	奥田 綾介 (おくだ整骨院)	鞍手郡小竹町大字勝野3765-5	R 4 ・ 6 ・ 1
大生はき21	梅野 郁美 (訪問マッサージハートナー 大牟田)	大牟田市大字宮崎11-2-402号	R 4 ・ 5 ・ 16
直生はき33	葉 祥山 (からだすこやか治療院直方店)	直方市大字頓野3223-3ソルマート21 202	R 4 ・ 4 ・ 1
飯生はき36	越智 茜 (やしま訪問鍼灸院)	飯塚市西徳前10-1	R 4 ・ 5 ・ 16
小生はき15	倉谷 大雅 (からだすこやか治療院 小郡店)	小郡市井上1027-5	R 4 ・ 5 ・ 27

福岡県告示第664号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
大川生柔34	坂田 樹紀 (あおば整骨院)	大川市大字道海島579-1	R 4 ・ 4 ・ 1
古生柔31	田島 正太 (華整骨院)	古賀市小竹7-7	R 4 ・ 4 ・ 27
福津生柔9	池松 和孝 (福津彩整骨院)	福津市花見が丘二丁目18-35	R 4 ・ 4 ・ 30
福津生柔10	永村 信幸 (福津彩整骨院)	福津市花見が丘二丁目18-35	R 4 ・ 4 ・ 30
福津生柔11	茂田 雄大 (福津彩整骨院)	福津市花見が丘二丁目18-35	R 4 ・ 4 ・ 30
福津生柔19	荒田 千菜美 (福津彩整骨院)	福津市花見が丘二丁目18-35	R 4 ・ 4 ・ 30
福津生柔20	吉田 幸弘 (福津彩整骨院)	福津市花見が丘二丁目18-35	R 4 ・ 4 ・ 30
福津生柔26	前原 一典 (福津彩整骨院)	福津市花見が丘二丁目18-35	R 4 ・ 4 ・ 30

福津生柔38	吉本 圭佑 (福津彩整骨院)	福津市花見が丘二丁目18-35	R 4 ・ 4 ・ 30
福津生柔51	久保 沙耶香 (福津彩整骨院)	福津市花見が丘二丁目18-35	R 4 ・ 4 ・ 30
両生柔11	矢永 俊文 (矢永整骨院)	朝倉郡筑前町原地蔵1871-2	R 4 ・ 4 ・ 30
粕生柔38	長野 真男 (仲原彩整骨院)	糟屋郡粕屋町大字仲原2566-5	R 4 ・ 5 ・ 10
粕生柔39	屋地 大亮 (仲原彩整骨院)	糟屋郡粕屋町大字仲原2566-5	R 4 ・ 5 ・ 10
粕生柔92	田熊 晋作 (仲原彩整骨院)	糟屋郡粕屋町大字仲原2566-5	R 4 ・ 5 ・ 10
粕生柔143	高木 秀樹 (志免彩整骨院)	糟屋郡志免町南里一丁目1-17	R 3 ・ 9 ・ 30
粕生柔169	高築 千聖 (仲原彩整骨院)	糟屋郡粕屋町大字仲原2566-5	R 4 ・ 5 ・ 10
宗遠生柔41	川上 康宏 (エクティブ整骨院)	遠賀郡水巻町頃末北二丁目14-22	R 4 ・ 5 ・ 10
飯生はき29	楠本 和敏 (南木堂鍼灸院)	飯塚市鯉田2439-39	R 4 ・ 5 ・ 23
田生はき9	池田 綾乃 (長生庵)	田川市大字伊田2741-11 KMビル 1階	R 4 ・ 5 ・ 1
古生はき9	油布 麻衣子 (めぐり鍼灸院)	古賀市花見南三丁目16-12	R 4 ・ 5 ・ 23

福岡県告示第665号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名（名称）の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏名（名称）の変更

指定番号	変更前	変更後	変更年月日

北筑後生は き3	地福 久美子（ゆう鍼灸院） 朝倉郡筑前町東小田448-2	地福 久美子（美容鍼灸サロ n e t o i l e） 朝倉郡筑前町東小田448-2	R4・5・25
-------------	---------------------------------	---	---------

福岡県告示第666号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県 道	福 岡 線	福 志 岡 摩 線	前	糸島市泊897番1先から 糸島市泊897番2先まで	13.8 ～ 18.1	29.6
			後	糸島市泊897番1先から 糸島市泊897番2先まで	13.8 ～ 23.3	29.6

公 告

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ライフガーデン水巻

(2) 所在地 遠賀郡水巻町樋口1437番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
今回の変更について、意見はございません。

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 （仮称）ドン・キホーテ筑紫野店

(2) 所在地 筑紫野市武蔵三丁目202番1外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
当該変更届出の内容に関しまして特に意見はありません

公告

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定に基づき、次の宅地建物取引業者の免許の取消しをしたので、同法第70条第1項の規定により公告する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

免許番号	商号及び代表者の氏名	事務所の所在地
福岡県知事(1)第18442号	株式会社アールファーマ 代表者 濱田 恵子	福岡市早良区藤崎1-1-47

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36

条第 3 項の規定により公告する。

令和 4 年 6 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市松崎字古原829番31、829番32
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
小郡市山隈154番地7
榑崎 正康

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和 4 年 6 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
県立学校インターネット接続サービス利用
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）
 - エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条
- ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条
- ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）

- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- ク 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和4年7月15日（金曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける特定役務の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

県立学校インターネット接続サービス利用

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年8月31日まで

(4) 履行場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和4年8月5日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
05	02	電気通信機器	AA・A
13	11	その他	AA・A

(2) 当該サービスを迅速かつ確実に提供できると認められる者

(3) 納入するサービスに係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 提供しようとするサービスが1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者に令和4年7月29日（金曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）

（FAX）092-641-2934

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3880（ダイヤルイン）

（FAX）092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和4年6月24日（金曜日）から令和4年7月20日（水曜日）までの福岡県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する（ただし、令和4年7月20日（水曜日）のみ午前9時00分から午後3時00分まで交付する。）。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和4年8月5日（金曜日）10時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁4階 教育庁ミーティングルーム

(2) 日時

令和4年8月5日（金曜日）10時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Internet connection service for prefectural school
- (2) Time Limit of Tender :
10 : 00 A. M. on August 5, 2022
- (3) Contact Point for the Notice : Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan
TEL 092 - 643 - 3880

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定に基づき、次のように一団地の区域等の認定を取り消したので、同条第4項の規定により公告する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

申請者名	取消しを行った区域の場所	取消しを行った認定番号及び認定年月日	取消番号	取消年月日

春日市長 井上 澄和	春日市千歳町一丁目16番地1、16番地2、16番地3、16番地4、16番地5、16番地6、16番地8、16番地9、16番地10	第8号 昭和49年1月23日	4那整第619号-1	令和4年5月18日
---------------	---	-------------------	------------	-----------

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ヤマダデンキ志免店
(2) 所在地 糟屋郡志免町南里五丁目77-1 外

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
特になし

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、同法第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和4年6月10日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 コスタ行橋
 (2) 所在地 行橋市西泉六丁目2732番3外

3 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前		変更後	
荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）	荷さばき施設の位置	面積（平方メートル）
A棟東側	90	A棟東側	90
B棟西側	50	B棟西側	50
C棟東側	50	C棟東側	50
D棟北側	50	D棟北側	50
E棟北側	78	E棟北側	78
E棟東側	77	E棟東側	77
F棟南側	50	F棟南側	50
G棟東側	179	G棟東側	179
A棟南側	60	A棟南側	60
-	-	B棟南西側	60
合計	684	合計	744

4 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前		変更後	
荷さばき施設 No.1～No.8	午前6時00分から午後 10時00分	荷さばき施設 No.1～No.8	午前6時00分から午後 10時00分
荷さばき施設 No.9	午前6時00分から午前 8時30分	荷さばき施設 No.9	午前6時00分から午前 8時30分
-	-	荷さばき施設 No.10	午前6時00分から午前 8時30分

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 落札に係る物品等の名称及び数量

学習者用インターネット外部回線追加機器賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称
福岡県教育庁教育総務部施設課
- (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

令和4年5月16日

4 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名
N T T ・ T C リース株式会社九州支店
- (2) 住所
福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

181,803,600円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

令和4年4月5日

公告

土地改良区の清算人の退任の公告（福岡県公報第299号）において、氏名に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

令和 4 年 6 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

氏 名	住 所
久保田 茂俊	朝倉市上秋月1614番地
片原 武敏	朝倉市日向石877番地 6
手嶋 和彦	朝倉市上秋月2373番地
内田 英彦	朝倉市上秋月324番地
本田 嘉明	朝倉市日向石370番地
内田 康德	朝倉市上秋月1974番地 2
内野 雅博	朝倉市上秋月1745番地 1
川上 英生	朝倉市山見406番地 3
手島 久夫	朝倉市田代600番地
田口 博登	朝倉市日向石1203番地 3
大倉 伸生	朝倉市上秋月2754番地
山崎 正喜	朝倉市江川1835番地
平野 勝浩	朝倉市上秋月2424番地

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、同法第 5 条第 1 項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から 4 月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 届出年月日

令和 4 年 6 月 13 日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 イケア福岡新宮

(2) 所在地 糟屋郡新宮町中央駅前二丁目 9 番地 1

3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ヘレン・フォン・ライス 千葉県船橋市浜町二丁目 3 番 30 号 5 階	イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ベトラ・ファーレ 千葉県船橋市浜町二丁目 3 番 30 号 5 階

4 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ミカエル・バルムクイスト 千葉県船橋市浜町二丁目 3 番 30 号 5 階	イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ヘレン・フォン・ライス 千葉県船橋市浜町二丁目 3 番 30 号 5 階
イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ヘレン・フォン・ライス 千葉県船橋市浜町二丁目 3 番 30 号 5 階	イケア・ジャパン株式会社 代表取締役 ベトラ・ファーレ 千葉県船橋市浜町二丁目 3 番 30 号 5 階

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例（平成28年福岡県条例第33号）第 2 条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和 4 年 6 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

平成28年熊本地震による災害（平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号）第

1 条に規定する平成二十八年熊本地震による災害をいう。) (平成28年6月28日指定)

2 変更の内容

指定の有効期間

(変更前) 平成28年6月28日から令和4年6月27日までの間

(変更後) 平成28年6月28日から令和6年6月27日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和4年6月15日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例(平成28年福岡県条例第33号)第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

平成30年7月豪雨による災害(災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第1項第1号に該当する災害として災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けたもの。) (平成30年7月12日指定)

2 変更の内容

指定の有効期間

(変更前) 平成30年7月12日から令和4年7月11日までの間

(変更後) 平成30年7月12日から令和6年7月11日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和4年6月15日

公告

大規模災害の被災者に対する使用料及び手数料の免除等に関する条例(平成28年福岡

県条例第33号)第2条の規定に基づき、同条例による使用料及び手数料の免除等の措置を適用する災害として指定した災害について、その指定の内容を次のとおり変更したので、これを公示する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 変更の対象となる災害

令和2年7月豪雨による災害(令和2年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令(令和2年政令第223号)第1条に規定する令和2年7月豪雨による災害をいう。) (令和2年7月30日指定)

2 変更の内容

指定の有効期間

(変更前) 令和2年7月30日から令和4年7月29日までの間

(変更後) 令和2年7月30日から令和6年7月29日までの間

3 指定の内容を変更した日

令和4年6月15日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

令和4年6月24日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字峯ノ元2123番

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡久山町大字久原2019番地3

株式会社G P

代表取締役 岩隈 剛士

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により行橋市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

京築広域都市計画用途地域の変更（令和 4 年 6 月 1 日行橋市告示第51号）

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により行橋市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 4 年 6 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

京築広域都市計画地区計画の決定（令和 4 年 6 月 1 日行橋市告示第52号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 4 年 6 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

飯塚市綱分字関ノ山524番1、524番3から524番18まで、529番1、529番6から529番18まで、530番3、530番6、530番11から530番13まで、3145の一部及び3149の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市博多区対馬小路3番13-102

株式会社フロムハート

代表取締役 岡 幸徳

公告

大和干拓土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和 4 年 6 月 24 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任理事

氏 名	住 所
松藤 和彦	柳川市大和町大坪4番地
田中 満義	柳川市大和町明野779番地
松藤 政義	柳川市大和町中島373番地
松藤 邦義	柳川市大和町中島1949番地1
前田 廣	柳川市大和町六合1151番地3
松藤 善人	柳川市大和町皿垣開1777番地
西田 正秀	柳川市大和町皿垣開1577番地
川口 伸也	柳川市大和町谷垣12番地
本木 慎介	柳川市大和町大坪18番地
松藤 義成	柳川市大和町大坪19番地
古賀 英一朗	柳川市大和町大坪20番地
横山 慎二	柳川市大和町徳益321番地1

2 退任監事

氏 名	住 所
津留 均	柳川市大和町大坪6番地
坂井 榮次	柳川市大和町中島2485番地
大津 康德	柳川市大和町栄901番地

3 就任理事

氏 名	住 所

松藤 和彦	柳川市大和町大坪4番地
田中 満義	柳川市大和町明野779番地
松藤 夏樹	柳川市大和町中島364番地
松藤 邦義	柳川市大和町中島1949番地1
津留 満博	柳川市大和町六合1605番地
松藤 善人	柳川市大和町皿垣開1777番地
沖 久生	柳川市大和町皿垣開1451番地
川口 伸也	柳川市大和町谷垣12番地
本木 慎介	柳川市大和町大坪18番地
松藤 義成	柳川市大和町大坪19番地
古賀 英一朗	柳川市大和町大坪20番地
平田 誠	柳川市大和町塩塚148番地

4 就任監事

氏名	住所
津留 均	柳川市大和町大坪6番地
坂井 博文	柳川市大和町中島2410番地
久富 善雄	柳川市大和町栄1177番地5

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第52号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく県条例の制定若しくは改廃の請求又は同法第75条第1項の規定に基づく県の事務の執行に関する監査の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、令和4年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和4年6月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

84,626

福岡県選挙管理委員会告示第53号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項の規定に基づく県議会の解散の請求、同法第81条第1項の規定に基づく知事の解職の請求若しくは同法第86条第1項の規定に基づく副知事、県の選挙管理委員、県の監査委員若しくは公安委員会の委員の解職の請求又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定に基づく県の教育委員会の委員の解職の請求をする場合の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、令和4年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和4年6月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

628,910

福岡県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定に基づく県議会の議員の解職の請求をする場合の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和4年6月1日現在における選挙人名簿により、次のようになった。

令和4年6月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克巳

選挙区名	選挙権を有する者の総数の3分の1の数
北九州市門司区	27,028
北九州市小倉北区	50,628
北九州市小倉南区	58,061
北九州市若松区	22,503
北九州市八幡東区	18,355

北九州市八幡西区	69,568
北九州市戸畑区	15,971
福岡市東区	85,616
福岡市博多区	66,222
福岡市中央区	55,466
福岡市南区	72,377
福岡市城南区	34,885
福岡市早良区	59,860
福岡市西区	56,415
大牟田市	31,455
久留米市	82,856
直方市	15,552
飯塚市・嘉穂郡	38,890
田川市	12,818
柳川市	18,036
八女市・八女郡	22,636
筑後市	13,457
大川市・三潞郡	13,213
行橋市	20,173
中間市	11,557
小郡市・三井郡	20,520
筑紫野市	29,012
春日市	30,615
大野城市	27,533
宗像市	26,821

太宰府市	19,737
古賀市	16,228
福津市	18,172
うきは市	8,011
宮若市・鞍手郡	13,993
嘉麻市	10,327
朝倉市・朝倉郡	23,283
みやま市	10,264
糸島市	28,311
那珂川市	13,485
糟屋郡	62,416
遠賀郡	25,733
田川郡	21,038
京都郡	15,506
築上郡・豊前市	15,836

監査委員

監査公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した随時監査の結果（令和4年2月14日3監総第596号）に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年6月24日

福岡県監査委員	藤山泰三
同	世利洋介
同	森行一
同	大島道人

4 建総第796号
令和4年6月1日

福岡県監査委員
同 同 同
藤山泰三殿
世利洋介殿
森行一殿
大橋克己殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について（通知）

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

指摘事項

対象機関	監査の結果	講じた措置の内容
<p>建築都市部 県営住宅課</p>	<p>時間外勤務手当について、時間外勤務の事前命令・事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。</p>	<p>支給過大となっていた時間外勤務手当については、当該職員から既に返納させた。 所属長は、直接監督者及び事後確認者に対して、時間外勤務命令は、必要性や緊急性を十分考慮し事前に命じること、事後確認において進捗状況や終了時間を確認することの徹底を指示した。 また、課内の全職員に対して、事前に時間外勤務命令を受けることを改めて指導するとともに、事後確認の決裁ルートを示し、適切な勤務確認者を経由して時間外勤務実績を提出するよう指示した。 さらに、最後に退庁する者に、退庁時刻を直接監督者の係長と課長補佐に行政コミュニケーションシステムでの電子メールによって通知させることとし、係長と課長補佐に、翌日、時間外勤務実績と照合させることとした。 部としても、部内全所属長に対し、文書で本件を周知するとともに、適切な決裁ルートの設定、事前命令と事後確認の徹底、最後の退庁者の退庁時刻の確認等に係る具体的方法の周知に加え、管理監督者が職員の労働時間を適正に把握し、所属の実態に応じた業務マネジメントを行うことを指示した。</p>

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
建築都市部	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。	支給過大となっていた時間外勤務手当については、当該職員から既に返納させた。 所属長は、直接監督者及び事後確認者に対し、事後確認において進捗状況や終了時間を確認することの徹底を指示した。 また、課内の全職員に対し、時間外勤務実績報告は勤務時間を確認のうえ提出するよう指示するとともに、時間外勤務命令、実績報告の決裁ルートを改めて周知した。 さらに、課長補佐に、翌月に時間外勤務実績とパソコンのログオフ時間に乖離がないか照合し、確認簿に入力させることとした。 部としても、部内全所属長に対し、文書で本件を周知するとともに、適切な決裁ルートの設定、事前命令と事後確認の徹底、パソコンのログオフ時間の確認等に係る具体的方法の周知に加え、管理監督者が職員の労働時間を適正に把握し、所属の実態に応じた業務マネジメントを行うことを指示した。

4 保総第603号
令和4年5月31日

福岡県監査委員 藤山泰三 殿
同 世利洋介 殿
同 森行一 殿
同 大橋克己 殿

福岡県知事 服部 誠太郎

監査の結果に係る措置について (通知)

令和4年2月14日3監総第596号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置
について通知します。

記

注意事項

対象機関の 属する部局名	監査の結果	講じた措置の内容
保健医療介護部	時間外勤務手当について、時間外勤務の事後確認が適正に行われておらず、支給過大となっていた。	<p>支給過大となっていた時間外勤務手当については、時間外勤務実績を修正し、既に返納させた。</p> <p>所属長は、再発防止のため、以下について、徹底させることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務を行った職員は、原則として当日のうちに（遅くとも次の登庁日までに）、必ず実績の提出を行うこと。 ・各係長は、事前命令を徹底するとともに、係員の業務の進捗状況や実績時間の聞き取り確認を行うなど、事後確認を徹底すること。 ・課長補佐は、パソコンのログオフ時間を確認し、ログオフ時間を超えて時間外勤務実績を提出している職員の業務内容を確認すること。 <p>また、部としては、部内全所属長に対し、指導事項等一覧表を添付した主管課長通知を発送し、再発防止を徹底させるとともに、適正な業務マネジメントを行うよう指示した。</p>